

(第3回中医協診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会資料(H24.8.30))

診調組 税 - 1
24. 8. 30

平成元年度改定項目の経緯 (医科①)

	平成元年	平成2年	平成4年	平成5年	平成6年(4月)	平成6年(10月)	平成8年	平成9年
・血液化学検査 ①5項目以上7項目以下 (前回改定対比)	195(+5)	195(0)	180(▲15)	180(0)	170(▲10)	170(0)	170(0)	170(0)
②8項目又は9項目 (前回改定対比)	245(+5)	245(0)	230(▲15)	230(0)	210(▲20)	210(0)	190(▲20)	180(0)
・感染症血清反応 抗ストレプトリジンO価 (ASO 価) (前回改定対比)	35(+5)	30(▲5)	30(0)	30(0)	29(▲1)	29(0)	29(0)	29(0)
・血清蛋白質免疫学的検査 ①C反応性蛋白(定性) (前回改定対比)	40(+5)	35(▲5)	35(0)	35(0)	32(▲3)	32(0)	32(0)	32(0)
②C反応性蛋白(定量) (前回改定対比)	50(+5)	40(▲10)	40(0)	40(0)	38(▲2)	38(0)	34(▲4)	34(0)
・細菌菌相感受性検査 3系統菌相以下 (前回改定対比)	145(+5)	145(0)	算定方法変更					
・点滴回路加算 (前回改定対比)	15(+1)	15(0)	15(0)	15(0)	1.93 2.93 3.45	1.93 2.93 3.45	1.93 2.93 3.45	1.93 2.93 3.45
・中心静脈注射回路加算 (前回改定対比)	15(+1)	15(0)	15(0)	15(0)	点滴注射所定点数として包括評価 140	140	140	140
・人工腎臓食事給与加算 (前回改定対比)	61(+1)	62(+1)	63(+1)	63(0)	63(0)	63(0)	63(0)	63(0)
・精神科デイケア及び精神科 ナイトケア食事給与加算 (前回改定対比)	45(+1)	46(0)	47(+1)	47(0)	48(+1)	48(0)	48(0)	48(0)
・基準器具加算 (前回改定対比)	15(+1)	16(+1)	17(+1)	17(0)	151 ※入院環境料に包含	151(0)	158(+5)	160(+4)
・給食料 (前回改定対比)	136(+1)	137(+1)	142(+5)	142(0)	143(+1)	入院時食事療養費に改定		
・老人保健施設入所者基本療 養費	210,660円(+650円)	226,770円(+16,110円)	252,240円(+25,470円)	252,240円(0)	264,800円(12,560円)	I 264,800円 II 270,000円 (立が新設)	I 6ヶ月以内264,800円 6ヶ月超1年以内254,820円 1年超244,800円 II 6ヶ月以内270,630円 6ヶ月超1年以内265,650円 1年超251,760円	I 6ヶ月以内265,820円 6ヶ月超1年以内255,630円 1年超245,610円 II 6ヶ月以内280,440円 6ヶ月超1年以内266,460円 1年超252,450円

平成元年度改定項目の経緯（医科②）

	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
・血液化学検査 ①5項目以上7項目以下 (前回改定対比)	155(▲15) ※「注」の変更	140(▲15)	130(▲10) ※「注」の変更	120(▲10)	102(▲18)	100(▲2)	95(▲5)	93(▲2)
②8項目又は9項目 (前回改定対比)	175(▲15) ※「注」の変更	160(▲15)	150(▲10) ※「注」の変更	130(▲20)	111(▲19)	109(▲2)	104(▲5)	(▲2)
・感染性血清反応 抗ストレプトリジンO価 (ASO 価) (前回改定対比)	25(▲4)	22(▲3)	19(▲3)	17(▲2)	15(▲2) 感染性血清反応-感染性免疫学的検査	15(0)	15(0)	15(0)
・血清蛋白免疫学的検査 ①C反応性蛋白(定性) (前回改定対比)	28(▲4)	25(▲3)	22(▲3)	19(▲3)	17(▲2)	16(▲1)	16(0)	16(0)
②C反応性蛋白(定量) (前回改定対比)	30(▲4)	27(▲3)	23(▲4)	20(▲3)	17(▲3)	16(▲1)	16(0) C反応性蛋白に名称変更	16(0)
・細菌薬剤感受性検査 3系統薬剤以下 (前回改定対比)	算定方法変更							→
・点滴回割加算 (前回改定対比)	1.95 2.95 3.45	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.48
・点滴注射所定点数に包括して評価								→
・中心静脈注射回割加算 (前回改定対比)	140	140	140	140	140	140	140	140
・中心静脈注射所定点数に包括して評価								→
・人工腎臓食事給与加算 (前回改定対比)	63(0)	63(0)	加算廃止 (療養の一環として行われた食事以外の食事提供の場合実費徴収)					→
・精神科デイケア及び精神科 ナイトケア食事給与加算 (前回改定対比)	48(0)	48(0)	48(0)	48(0)	48(0)	48(0)	精神科デイケア及び精神科ナイトケ アの所定点数に包括評価 デイケア小590点 デイケア大700点 ナイトケア540点	精神科デイケア及び精神科ナイトケ アの所定 点数に包括評価 デイケア小590点 デイケア大700点 ナイトケア540点
・基準療養加算 (前回改定対比)	165(-5)	入院基本料として組み直し						→
・給食料 (前回改定対比)	入院時食事療養費に改定							→
・老人保健施設入所者基本保 険費	※注1	介護保険						→

※注1
 (1)特定血縁性老人の場合
 (一)入所の日から起算して6ヶ月以内の期間 288,840円
 (二)入所の日から起算して6ヶ月を超え1年以内の期間 274,440円
 (三)入所の日から起算して1年を超えた期間 266,040円
 (2)特定血縁性老人以外の場合
 (一)入所の日から起算して6ヶ月以内の期間 269,100円
 (二)入所の日から起算して6ヶ月を超え1年以内の期間 256,440円

平成9年度改定項目の経緯 (医科①)

	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
・入院環境料 (前回改定対比)	160(+4)	165(+5)	入院基本料として組み直し						
・特定機能病院入院診療料									
①特定機能病院であって、別に厚労大臣が定める基準に適合しているものとして、経過待機知事に届け出た保険医療機関の場合 (前回改定対比)	1,050 (+150)	1,200 (+150)							
②①以外の特定機能病院である保険医療機関の場合 (前回改定対比)	600(+150)	600(+90)							
・精神療養病棟入院料									
①精神療養病棟入院料 (A) (前回改定対比)	1,069(+4)	1,100(+31)	1,100(0) 精神療養病棟入院料1に項目変更	1,090(▲10)	1,090(0)	1,090(0)	1,090(0) (精神療養病棟入院料として一本化)	1,050(▲40)	1,061(+11)
②精神療養病棟入院料 (B) (前回改定対比)	759(+4)	800(+41)	800(0) 精神療養病棟入院料2に項目変更	600(▲200)	600(0)	600(0)			
・特殊疾患療養病棟入院料									
①特殊疾患療養病棟入院料 (I) (前回改定対比)	1,804(+4)	2,000(+96)	2,000(0) 特殊疾患療養病棟入院料1に項目変更	1,980(▲20)	1,980(0)	1,943(▲37) 注の変更	1,943(0) ・特殊疾患療養病棟入院料に名称変更。対象患者も変更。 ・平成20年10月1日以降、臨床中の経過観察及び認知症の患者を除く。	1,943(0)	1,954(+11)
②特殊疾患療養病棟入院料 (II) (前回改定対比)	1,504(+4)	1,600(+96)	1,600(0) 特殊疾患療養病棟入院料2に項目変更	1,600(0)	1,600(0)	1,570(▲30)	1,570(0) ・特殊疾患療養病棟入院料に名称変更。対象患者も変更。 ・平成20年10月1日以降、臨床中の経過観察及び認知症の患者を除く。	1,570(0)	1,581(+11)
・特定疾患療養管理料							・特定疾患療養管理料に項目変更		
①診療所の場合 (前回改定対比)	202(+2)	202(0)	225(+23)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)
②100床未満の病院 (前回改定対比)	137(+2)	137(0)	147(+10)	147(0)	147(0)	147(0)	147(0)	147(0)	147(0)
・特定疾患治療管理料									
①小児特定疾患カウンセリング料 (前回改定対比)	710(+160)	710(0)	710(0)	710(0)	710(0)	710(0)	月の1回目: 500 月の2回目: 400 注の変更 1年を限度に月1回-2年を限度に月2回算定	月の1回目: 500(0) 月の2回目: 400(0)	月の1回目: 500(0) 月の2回目: 400(0)
②成体科特定疾患指導管理料 (I) (前回改定対比)	540(+70)	550(+10)	550(0)	250(▲300)	250(0)	250(0)	250(0)	250(0)	250(0)
・生化学的検査 (I) 判断料 (前回改定対比)	120(+10)	133(+15)	145(+10)	150(+5)	155(+5)	153(0)	144(▲11)	144(0)	144(0)
・基本的検体検査判断料 (I) (前回改定対比)	460(+10)	500(+40)	600(+100) 注の変更	630(+30)	630(0)	630(0)	604(▲26) (基本的検体検査判断料として一本化)	604(0)	604(0)
・基本的検体検査判断料 (II) (前回改定対比)	360(+10)	400(+40)	500(+100) 注の変更	525(+25)	525(0)	525(0)			
・病理診断料 (前回改定対比)	215(+5)	240(+25)	240(0)	255(+15)	255(0)	410(+155) 注の変更	410(0)	1組織診断料 500 2組織診断料 240	1組織診断料 400(▲100) 2組織診断料 240(0)
・病理学的検査判断料 (前回改定対比)	118(+8)	130(+12)	138(+8)	145(+8)	145(0)	145(0)	145(0) 病理判断料に名称変更。病理学的検査診断・判断料が独立して、第13期病理診断となった。	150(+4)	150(0)
・膀胱尿道ファイバースコープ (前回改定対比)	660(+160)	900(+40)	900(0)	900(0)	900(0)	900(0)	900(0)	950(+50)	950(0)

平成9年度改定項目の経緯 (医科②)

(単位: 点)

	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成16年	平成20年	平成22年	平成24年
・非漸内注射(前回改定対比)	28(+1)	28(0)	30(+2)	30(0)	30(0)	30(0)	30(0)	30(0)	30(0)
・聴覚補正法(診察所)(前回改定対比)	392(+2)	392(0)	392(0)	初診の日:600 それ以外:370 算定方法変更	初診の日:500(0) それ以外:370(0)	初診の日:500(0) それ以外:380(A10)	初診日(精神保健指定医) 600 それ以外30分以上380 (診察所)30分未満380 通院・在宅精神療法に名称変更	初診日(精神保健指定医) 600(0) それ以外30分以上400(+10) 30分未満30(A20)※ ※前診察の一の評価とされ、診察所は「A20」となった。	初診日(精神保健指定医) 700(200) それ以外30分以上400(0) 30分未満330(0)※
・順頸(前回改定対比)	25(+3)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0) 点検・洗眼は、基本診療料に含まれ、別に算定できなくなった	25(0)	25(0)
・耳処置(前回改定対比)	25(+3)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0) 点検・簡単な耳掃除等は、基本診療料に含まれ、別に算定できなくなった	25(0)	25(0)
・介達索引(前回改定対比)	42(+2)	42(0)	42(0)	項目削除	39(-)	35(0)	35(0)	35(0)	35(0)
・閉鎖型環式全身麻酔(前回改定対比)	5,800(+300)	5,900(+100)	5,900(0)	6,100(+170)	6,100(0)	118,300 (2)6,100 算定方法変更	1.イ24,900 □18,200 2.イ18,600 □12,200 3.イ12,450 □9,150 4.イ9,100 □6,710 5.イ8,300 □6,100 算定方法変更	1.イ24,900 □18,200 2.イ18,600 □12,200 3.イ12,450 □9,150 4.イ9,100 □6,710 5.イ8,300 □6,100	1.イ24,900 □18,200 2.イ18,600 □12,200 3.イ12,450 □9,150 4.イ9,100 □6,710 5.イ8,300 □6,100
・人工心臓ポンプ-放射線治療(前回改定対比)	1,100(+100)	1回目:1,100 2回目:300 算定方法変更	1回目:1,100 2回目:300 (0)	1回目:(1)850,(2)1,240,(3)1,680 2回目:(1)310,(2)410,(3)620 算定方法変更	1回目:(1)930,(2)1,240,(3)1,680 2回目:(1)310,(2)410,(3)620 (0)	1回目:(1)930,(2)1,240,(3)1,680 2回目:(1)310,(2)410,(3)620 (0)	1回目:(1)930,(2)1,240,(3)1,680 2回目:(1)310,(2)410,(3)620 (0)	1回目:(1)840,(2)1,320,(3)1,800 2回目:(1)280,(2)440,(3)600	1回目:(1)840,(2)1,320,(3)1,800 2回目:(1)280,(2)440,(3)600
・入院患者看護費									
・入院食事療養費(Ⅰ)(前回改定対比)	1,820円(+20円)	1,820円(0円)	1,820円(0円)	1,820円(0円)	1,920円(0円)	840円 (1食帯に変更)	640円(0) 入院時生活療養(Ⅰ) 食事:554(1食) 光熱水費:398(1日)	640円(0) 入院時生活療養(Ⅰ) 食事:554(1食) 光熱水費:398(1日)	640円(0) 入院時生活療養(Ⅰ) 食事:554(1食) 光熱水費:398(1日)
・入院食事療養費(Ⅱ)(前回改定対比)	1,520円(+20円)	1,520円(0)	1,520円(0)	1,520円(0)	1,520円(0)	506円 (1食帯に変更)	506円(0) 入院時生活療養(Ⅰ) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)	506円(0) 入院時生活療養(Ⅰ) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)	506円(0) 入院時生活療養(Ⅰ) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)
・老人性痴呆疾患治療病棟入院料									
①入院した日から3月以内(前回改定対比)	1,274(+4)	1,312(+38)	1,312(0)	1,290(A22)	1,290 2,180	1,290 2,180	1,290 2,180	1,450 2,100 60日以上の期間に変更	1,451 2,101 60日以上の期間に変更
②入院した日から3月超(前回改定対比)	1,174(+4)	1,209(+35)	1,209(0) 注の変更	1,180(A29)	1,180 2,130	1,180 2,130 算定方法変更	1,180 2,100 老人性認知症疾患治療病棟入院料に変更	1,180 2,970 61日以上の期間に変更 認知症治療病棟入院料に名称変更	1,171 2,961 61日以上の期間に変更 認知症治療病棟入院料に名称変更
・老人性痴呆疾患治療病棟入院料									
①老人性痴呆疾患治療病棟入院料(A) (前回改定対比)	1,104(+4)	1,137(+33)	4,137(0) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料に 項目変更	1,120 (老人性痴呆疾患治療病棟入院料に 一本化)	1,120	項目削除			
②老人性痴呆疾患治療病棟入院料(B) (前回改定対比)	1,074(+4)	1,105(+32)	1,105(0) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料に 項目変更						
・診療所老人医療管理料									
①診療所老人医療管理料(Ⅰ) (前回改定対比)	1,094(+4)	1,094(0)	14日以内:1,094 14日超 :659 (A14) (診療所老人医療管理料に一本化)	14日以内:1,060 14日超 :645 (A14) 注の変更	14日以内:1,080 14日超 :645 (0)	14日以内:1,080 14日超 :645 (0)	14日以内:1,080 (生活療養の場合,068) 14日超 :645 (生活療養の場合031) 診療所後期高齢者医療管理料に名称 変更	項目削除	項目削除
②診療所老人医療管理料(Ⅱ) (前回改定対比)	659(+4)	659(0)							
・老人慢性疾患生活指導料									
①診療所(前回改定対比)	212(+2)	212(0)	225(+13)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)
②100床未満の病院(前回改定対比)	137(+2)	137(0)	147(+10) 注の変更	147(0)	147(0)	147(0)	147(0)	147(0)	147(0)
・高血圧症予防指導料(検査受取料) Ⅰ 生化学的検査(Ⅰ)判断料 (前回改定対比)	102(+9)	102(0)	項目廃止						
・〔老人〕訪問看護管理療養費に代表させる イ月の初日の訪問の場合(前回改定対比) 本人訪問看護管理療養費	7,050円(+50円)	※注2							
1日の場合(前回改定対比)	7,050円(+50円)								
2日の場合(前回改定対比)	8,950円(+50)								
3日の場合(前回改定対比)	12,850円(+50)								
4日の場合(前回改定対比)	16,750円(+50円)								
5日の場合(前回改定対比)	18,650円(+50円)								
6日の場合(前回改定対比)	21,550円(+50円)								
7日の場合(前回改定対比)	24,450円(+50円)								
8日の場合(前回改定対比)	27,350円(+50円)								
9日の場合(前回改定対比)	30,250円(+50円)								
10日の場合(前回改定対比)	33,150円(+50円)								
11日の場合(前回改定対比)	35,050円(+50円)								
12日の場合(前回改定対比)	38,950円(+50円)								

※注2
イ月の初日の訪問の場合(前回改定)7,050円
ロ月の2回目以降の訪問の場合(112,300円)

平成元年度、平成9年度の改定項目の経緯(齒科)

	平成元年4月	平成2年4月	平成4年4月	平成5年4月	平成6年4月	平成6年10月	平成8年4月	平成9年4月	平成10年4月	平成12年4月	平成14年4月	平成16年4月	平成18年4月	平成20年4月	平成22年4月	平成24年4月
印章捺印 (文書捺印、捺印捺印)	185		180		185			190		200	225					228
印章捺印 (特種捺印、捺印捺印)	210		特種捺印:280					特種捺印:285								特種捺印:270
印章捺印 (特種捺印、捺印捺印)	290															
印章捺印 (ワンピースキャストブリッジ、ダミー1個のもの)	215		支台歯とダミーの数の合計が5個以下の場合:270		支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が5個以下の場合:270			支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が5個以下の場合:275								支台歯とデンチャックの数の合計が5個以下の場合:280
印章捺印 (ワンピースキャストブリッジ、ダミー2個のもの)	270		支台歯とダミーの数の合計が6個以下の場合:270 支台歯とダミーの数の合計が6個以上の場合:320		支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が6個以下の場合:270 支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が6個以上の場合:320			支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が6個以下の場合:275 支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が6個以上の場合:325								支台歯とデンチャックの数の合計が6個以下の場合:280 支台歯とデンチャックの数の合計が6個以上の場合:332
印章捺印 (矯正、その他の補綴、歯列)	140							143								
印章捺印 (矯正、その他の補綴、歯列)	280							285								
印章捺印 (矯正、その他の補綴、著しく困難なもの)	290							400								
基準器具加算																
検査料																
点検回加算																
金歯補綴	375		385		402			410	434	445						金歯補綴:454
前装飾加算	1010	1200			1204			1218	1242			1200		1174		レジン前装飾加算:1174
有床矯正 (局部矯正、1歳から4歳まで)	345	350	380			500		510		520	525			540	550	560
有床矯正 (局部矯正、5歳から8歳まで)	400		480			600		610		640	650			685	678	680
有床矯正 (局部矯正、9歳から11歳まで)	520	590	600			650		665		675	680				600	620
有床矯正 (局部矯正、12歳から14歳まで)	615	600				1250		1270		1280	1300				1310	1340
有床矯正 (全部矯正)	1235	1400				2000		2035		2050					2080	2100
矯治器具 (歯列)	67							68								
矯治器具 (咬合)	67							90								
矯治器具 (3歳以上)	108							110								
印章捺印 (口腔補綴、假歯、歯列)	140							143								項目削除
印章捺印 (口腔補綴、假歯、歯列)	280							285							220	
印章捺印 (口腔補綴、假歯、著しく困難なもの)	380							400								
咬合装置 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とデンチャックの数の合計が5個以下)	ブリッジ:70		ワンピースキャストブリッジ・支台歯とダミーの数の合計が5個以下の場合:70		ワンピースキャストブリッジ・支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が5個以下の場合:70			ワンピースキャストブリッジ・支台歯とデンチャック(ダミー)の数の合計が5個以下の場合:75								ワンピースキャストブリッジ・支台歯とデンチャックの数の合計が5個以下の場合:70
咬合装置 (有床矯正・多数歯欠損)	110	130						125		140	160	185				
咬合装置 (有床矯正・総歯列)	195	230						235		245	255	280				
咬合装置 (有床矯正・多数歯欠損・他)	115	135	180					155		180	185					項目削除
咬合装置 (有床矯正・総歯列・他)	200	235	250					255		265	280					項目削除
インレー (単純なもの)	150	180	165					170		181						180
インレー (複雑なもの)	225	240	230					252		262	275					284
デンチャック	ダミー:420				デンチャック(ダミー):420			デンチャック(ダミー):428								434
スルフォン樹脂有床矯正 (局部)	ポリスルフォン樹脂有床矯正:2100	2800						2850								高可塑性樹脂有床矯正:2780
スルフォン樹脂有床矯正 (局部矯正、1歳~4歳)	700							710		705						高可塑性樹脂有床矯正:670
スルフォン樹脂有床矯正 (局部矯正、5歳~9歳)	620							635		625						高可塑性樹脂有床矯正:600
スルフォン樹脂有床矯正 (局部矯正、9歳~11歳)	1180							1200		1185						高可塑性樹脂有床矯正:1120
スルフォン樹脂有床矯正 (局部矯正、12歳~14歳)	1800							1835		1815						高可塑性樹脂有床矯正:1750

医療機関の施設・設備投資に係る主な施策について

施設

【補助金】

○医療提供体制施設整備交付金 平成24年度予算 38億円

都道府県の作成した医療計画の実効性を確保するため、「医療計画に基づく事業計画」に記載された事業(救急医療施設、周産期医療施設等)に関する施設整備の支援を行うもの。

平成23年度交付実績 98件、48億円

<対象メニュー> 交付対象:公的団体、民間事業者

- ・医療施設近代化施設整備事業(補助率1/3)
- ・地域災害拠点病院施設整備事業(補助率1/2、1/3)
- ・小児医療施設整備事業(補助率1/3)
- ・周産期医療施設施設整備事業(補助率1/3) など

【補助金】

○医療提供体制推進事業費補助金 平成24年度予算 250億円

都道府県の作成した医療計画の実効性を確保するため、「医療計画に基づく事業計画」に記載された事業についての経常的な経費の補助を行うもの。対象事業の一つとして、「医療提供体制設備整備事業」がある。

▼医療提供体制設備整備事業(医療提供体制推進事業費補助金の一部)

平成23年度交付実績 362件、53億円

<対象メニュー> 補助対象: 都道府県、市町村、公的団体、民間事業者

- ・休日夜間急患センター設備整備事業(補助率1/3)
- ・小児初期救急医療センター設備整備事業(補助率1/3)
- ・がん診療施設設備整備事業(補助率1/3)
- ・救急救命センター設備整備事業(補助率1/3) など

【税制】

設 備

○高額な医療用機器に関する特別償却制度

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る)を取得した場合に、取得価額の12%の特別償却を認めるもの。

○医療安全に資する医療用機器等に関する特別償却制度

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認めるもの。

平成23年度 租税特別措置法の規定による増減収見込額(平年度ベース) ▲130億円

※高額な医療用機器に関するもの及び医療安全に資する医療用機器等に関するものの合計。

【融資】

施設・設備等

○医療貸付事業

(独)福祉医療機構が行う融資事業。病院等を開設する個人又は法人に対し、病院等の設置、整備又は経営に必要な資金を低利で貸し付けるもの。

平成23年度融資実績(契約ベース) 722件 1,399億円

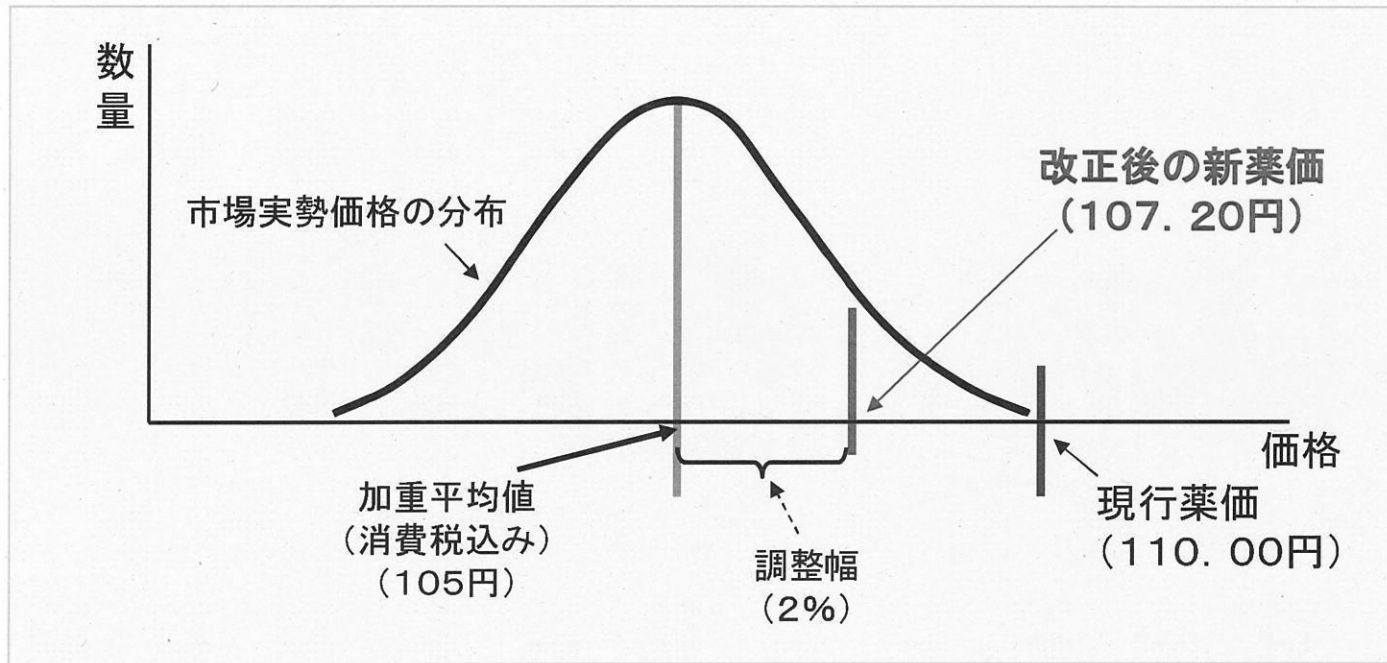
(例)

病院の増改築資金(建築資金7億2000万円以内。標準建築費の80%以内。利率0.7~2.0%)

高額医療機器に係る機械購入資金(7億2000万円以内。購入価格の80%以内。利率1.0~1.1%)

※利率は平成24年8月10日時点

現行の既記載医薬品の薬価改定方式



107.2円 105円 110円(現行) × 2% = 2.2

改正後薬価 = 加重平均値 + (現行薬価 × 調整幅 / 100)

100円(仮) 消費税相当分を含んでいる

市場実勢価格(消費税抜き) × 1.05

消費税込み
105円

消費税の経理処理について (税抜経理方式と税込経理方式)

ポイント

- 法人税額

他の条件が同じ場合でも、どちらの経理処理方法を採用するかにより、控除対象外消費税額等の損金算入の時期が異なることがある。そのため、毎期の法人税額が同額とならないことがある。ただし、各期を通じた場合、損金算入額の累計は同額となるため、法人税額の累計も同額となる。

- 消費税額

他の条件が同じ場合、どちらの経理処理方法を採用するかにかかわらず、每期とも同額になる。

【参考】消費税の経理処理(税抜経理方式(1))

(法人税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十七号))

1. 税抜経理方式を採用している場合(消費税の額を区分して経理する方法)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、法人税法上は、損金経理を要件としてその事業年度の損金の額に算入し、また、所得税法上は、全額をその年分の必要経費に算入。

- イ その事業年度又は年分の課税売上割合が80%以上であること。
- ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること。
- ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること。

【例】消費税率5%、課税売上割合90%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

○機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である10%の10百万円を一括償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,010
(消費税償却分)	0	▲10
所得金額	2,000	1,990
法人税(税率50%)	1,000	995
(増減)	—	(▲5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-①)

(2)-①

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合75%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である25%の25百万円が繰延消費税
- ・ 繰延消費税の25百万円 $\times 12/60 \times 1/2$ (初年度のみ) = 2.5百万円を償却
次年度以降は25百万円 $\times 12/60 =$ 5百万円を償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,002.5	5,005
(消費税償却分)	0	▲2.5	▲5
所得金額	2,000	1,997.5	1,995
法人税(税率50%)	1,000	998.75	997.5
(増減)	—	(▲1.25)	(▲2.5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-②)

(2)-②

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である90%の90百万円が繰延消費税
- ・ 繰延消費税の90百万円 $\times 12/60 \times 1/2$ (初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 $\times 12/60 =$ 18百万円を償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,009	5,018
(消費税償却分)	0	▲9	▲18
所得金額	2,000	1,991	1,982
法人税(税率50%)	1,000	995.5	991
(増減)	—	(▲4.5)	(▲9)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経理処理(税込経理方式)

2. 税込経理方式を採用している場合(消費税の額を区分しないで経理する方法)

○消費税等込みの価額が取得価額になって、償却期間に応じて減価償却

【例】消費税率5%、償却期間5年、21億円(税込み)の設備投資を行った場合、

○21億円(税込み)の設備投資につき、毎年420百万円の減価償却内訳は、

- ・ 機械の償却分が毎年400百万円
- ・ 消費税の償却分が毎年20百万円

単位:百万円

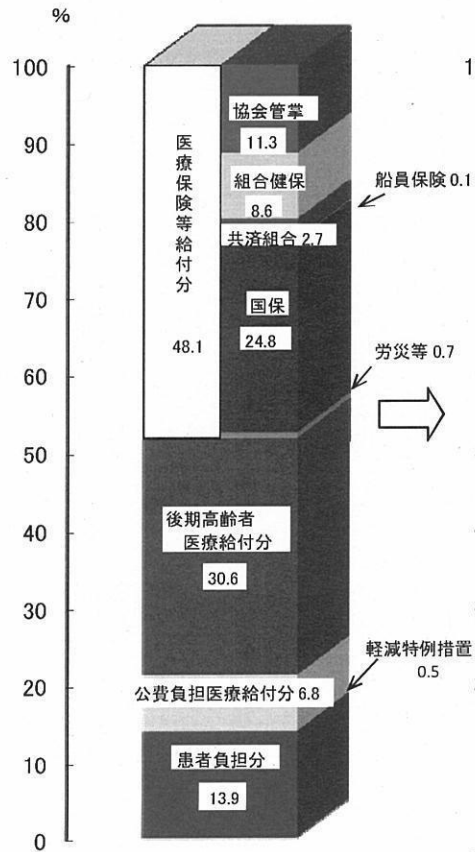
	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,020
所得金額	2,000	1,980
法人税(税率50%)	1,000	990
(増減)	—	(▲10)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分せずに経理

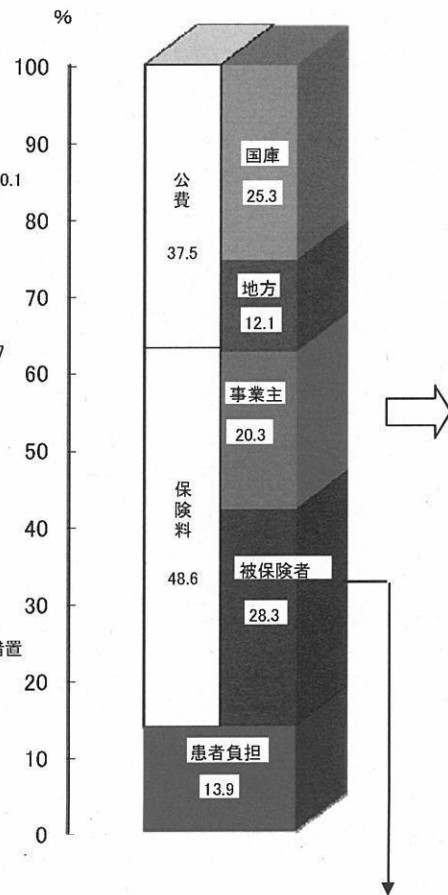
国民医療費の構造

国民医療費 36兆67億円
一人当たり医療費 282,400円

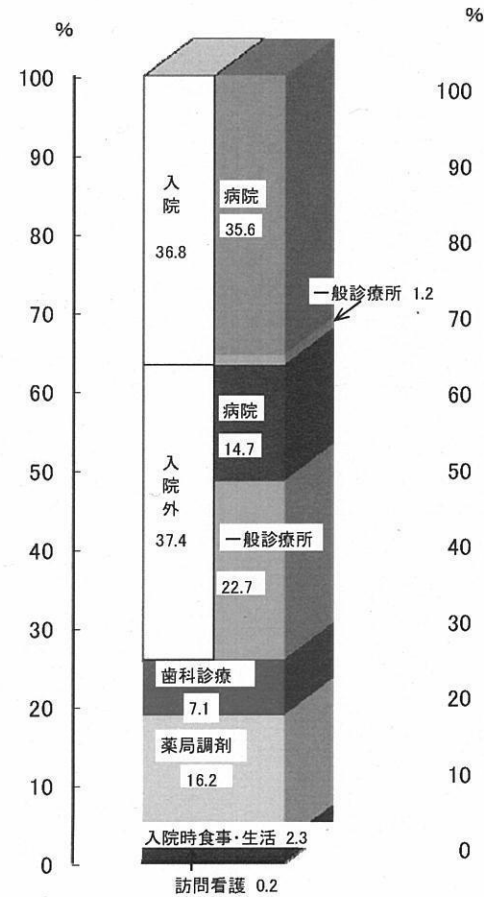
国民医療費の制度別内訳



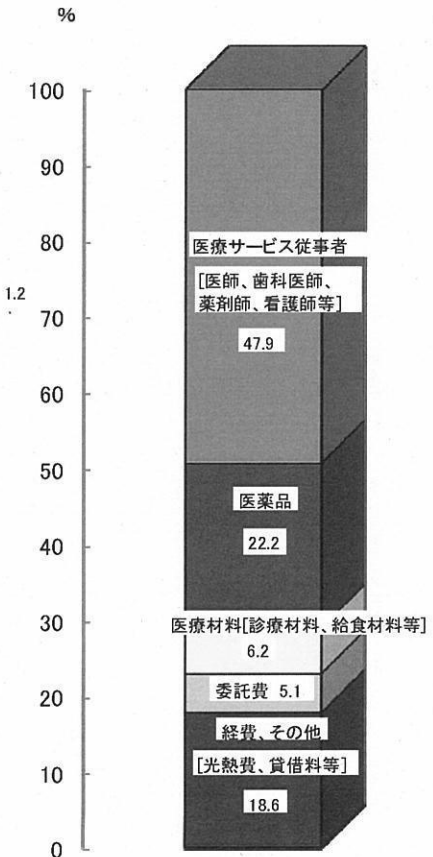
国民医療費の負担(財源別)



国民医療費の分配



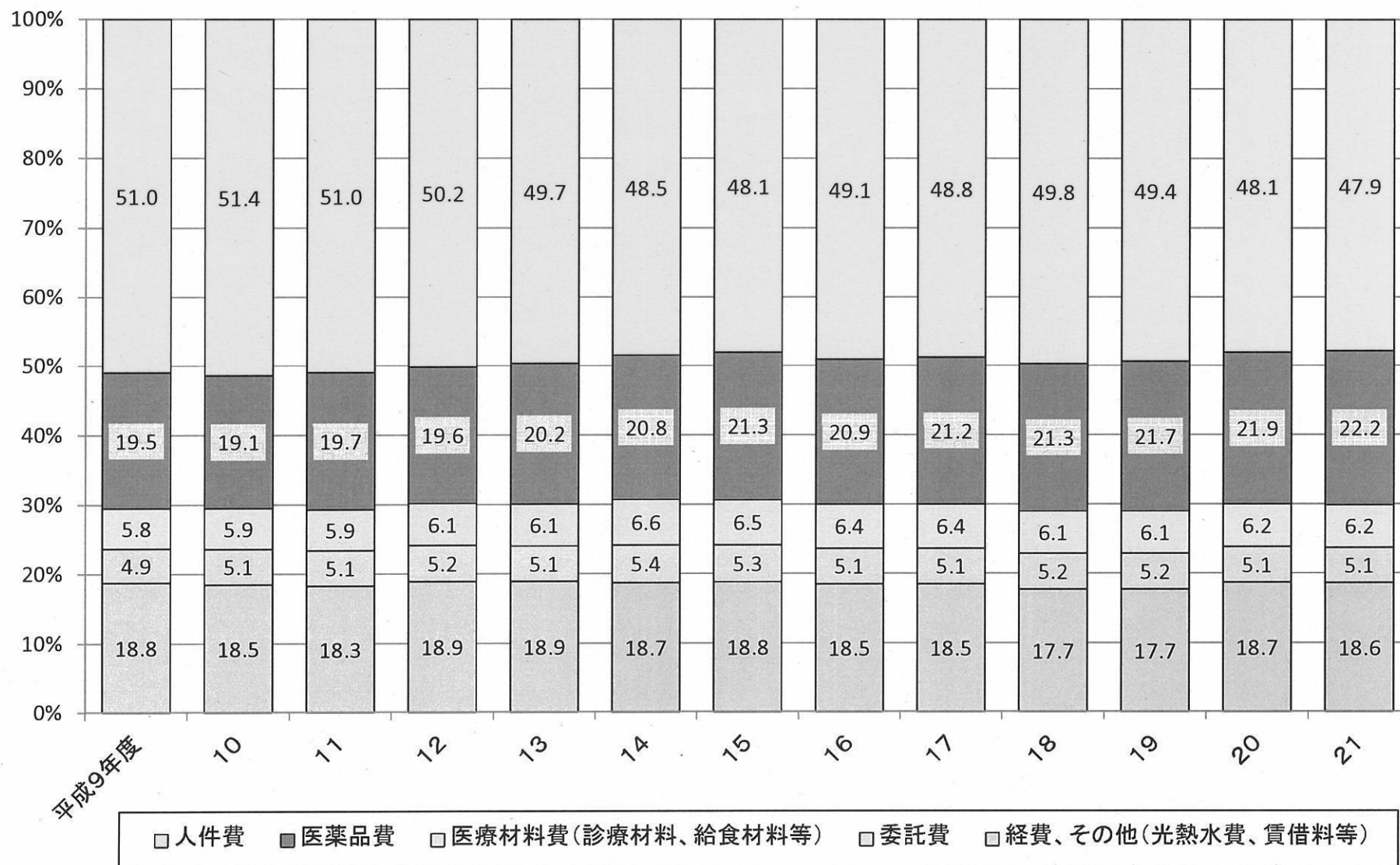
医療機関の費用構造



●被保険者負担には、国民健康保険の保険料が含まれている。

●平成21年度国民医療費、医療経済実態調査(平成21年7月)結果等に基づき推計

医療機関の費用構造の推移



(注) 国民医療費、医療施設調査、医療経済実態調査より推計し医療課が作成。

医療機関の費用構造の算出方法

手順①

国民医療費(厚生労働省)における診療種類別の金額がベース。
(※1)

②

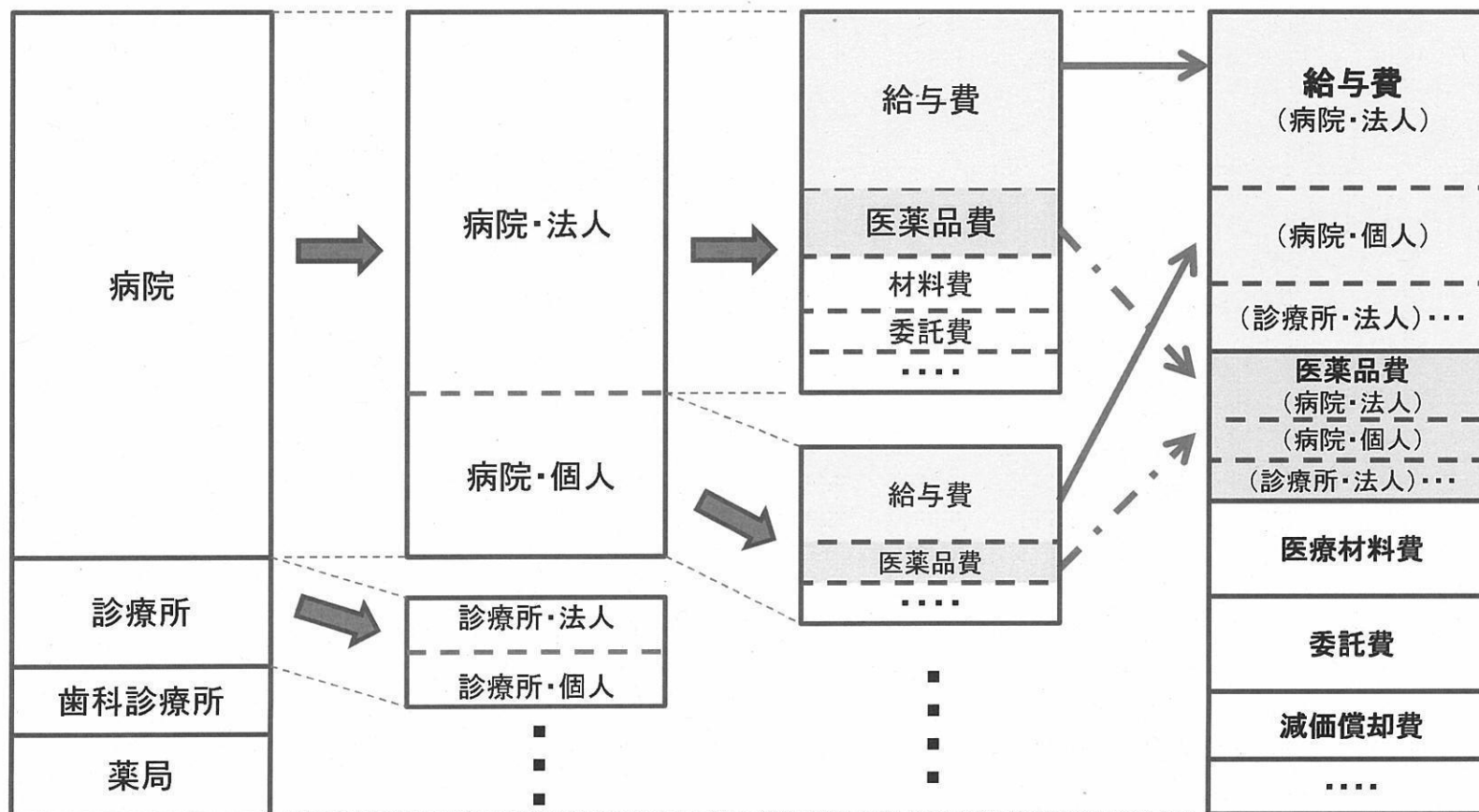
医療施設調査(厚生労働省)における開設者別の施設数比に基づき、金額を按分。
(※2)

③

医療経済実態調査における施設種類・開設者別の費用構造比に基づき、金額を按分。
(※2)

④

費用科目ごとに合計し、全体(国民医療費総額)に占める構成比を算出。



※1 訪問看護医療費は病院分に合算している。入院時食事・生活医療費は病院と診療所の入院医療費比率で按分し、それぞれに合算している。

※2 薬局分については開設者別には按分せず、手順①の金額を、薬局全体分の費用構造比に基づき按分している。

平成元年度と平成9年度の対応の基本的考え方

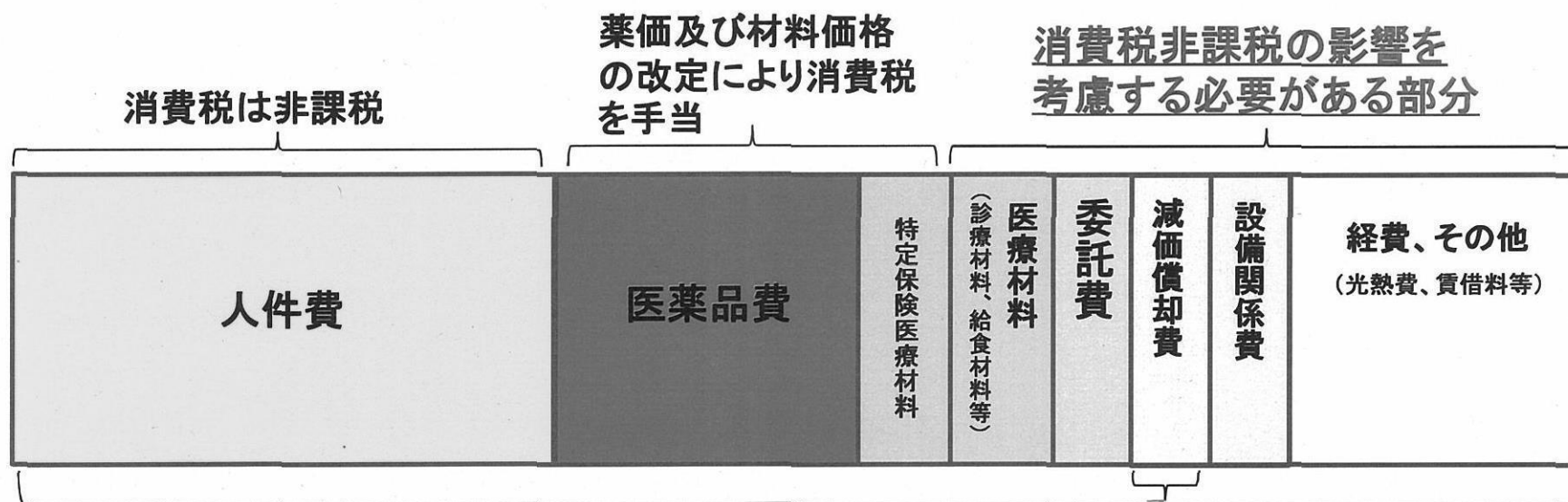
1. 仕入れに要する消費税負担分をマクロレベルで措置

診療報酬本体については、医療機関における費用全体から、非課税品目(人件費等)や、消費税の影響を手当とする薬剤費、医療材料費を控除して、消費税非課税の影響を考慮する必要がある割合を算出し、消費税引上げに伴う物価への影響を加味して改定率を算出

2. 診療報酬の点数項目の引上げ

診療報酬の点数項目のうち、消費税による影響が明らかであると考えられる診療報酬の点数を引上げ

<【参考】医療機関の費用構造>



<今回対応のポイント>

【課題1】(マクロレベルでのコストアップ分の把握)
→医療経済実態調査により把握

【課題2】(高額投資の状況把握)
→新たに調査を実施

費用構造分類と医療経済実態調査集計項目の関係

費用構造の分類	医療経済実態調査の集計項目	一般病院		精神科病院		一般診療所		歯科診療所		保険薬局	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
人件費	給与費(通勤手当含む)	1,518,215	51.2%	954,322	62.2%	56,919	43.4%	16,976	35.9%	25,924	16.5%
医薬品費	医薬品費	348,678	11.8%	108,564	7.1%	20,820	15.9%	576	1.2%	107,155	68.2%
医療材料費(特定保険医療材料含む)	給食用材料費	26,590	0.9%	45,591	3.0%						
	診療材料費・医療消耗器具備品費	230,908	7.8%	13,372	0.9%	4,485	3.4%	3,160	6.7%	—	—
委託費	委託費	186,375	6.3%	66,762	4.4%	4,477	3.4%	4,148	8.8%	389	0.2%
減価償却費	減価償却費	152,243	5.1%	64,688	4.2%	4,554	3.5%	2,384	5.0%	1,465	0.9%
	(再掲)建物減価償却費	60,385	2.0%	37,226	2.4%	1,111	0.8%	562	1.2%	395	0.3%
	(再掲)医療機器減価償却費	53,113	1.8%	6,228	0.4%	1,654	1.3%	992	2.1%	372	0.2%
経費・その他	設備関係費	115,721	3.9%	55,606	3.6%						
	経費	182,907	6.2%	132,270	8.6%						
	その他医業費用	34,075	1.1%	20,309	1.3%	24,066	18.3%	10,265	21.7%	13,722	8.7%
	その他の医業・介護関連費用	93,368	3.1%	37,039	2.4%						
	損益差額	77,257	2.6%	35,796	2.3%	15,874	12.1%	9,724	20.6%	8,570	5.5%
	合計	2,966,337	100.0%	1,534,319	100.0%	131,195	100.0%	47,233	100.0%	157,225	100.0%

注) 数値は、第18回(平成23年6月)医療経済実態調査における直近の事業年度(平成22年)の一施設当たり損益データ(集計2)である。

注) 費用構造の推計の際は、損益差額のうち個人開設分は人件費に、法人開設分は経費・その他に合算して推計しているが、上表においては、紙面の都合、開設者別に区分せずすべて経費・その他として計上した。

医療経済実態調査集計項目と勘定科目の関係

費用構造	医療経済実態調査の集計項目	勘定科目	区分	費用構造	医療経済実態調査の集計項目	勘定科目	区分		
人件費	給与費	給料 ※通勤手当○	混	経費・その他	経費	福利厚生費 ※慶弔金、生命保険料×	混		
		賞与	×			旅費交通費 ※海外旅費×	混		
		賞与引当金繰入額	×			職員被服費	○		
		退職給付費用	×			通信費 ※国際電信料×	混		
		法定福利費	×			広告宣伝費	○		
医薬品費	医薬品費	医薬品費	○			医業・介護費用	経費	消耗品費	○
医療材料費(特定保険医療材料含む)	給食用材料費	給食用材料費	○					消耗器具備品費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	診療材料費 医療消耗器具備品費	○ ○					会議費	○
委託費	委託費	検査委託費	○					水道光熱費	○
		給食委託費	○					保険料	×
		寝具委託費	○					交際費 ※商品券×	混
		医事委託費	○					諸会費	×
		清掃委託費	○					租税公課	×
		保守委託費	○					医業貸倒損失	×
		その他の委託費	○					貸倒引当金繰入額	×
減価償却費	減価償却費	減価償却費	×			その他医業費用	経費	雑費 ※行政手数料×	混
経費・その他	設備関係費	器機賃借料	○					研究費	○
		地代家賃 ※土地賃借料 ×	混			研修費	○		
		修繕費	○			本部費配賦額	×		
		固定資産税等	○			支払利息	×		
		器機保守料	○	有価証券売却損	×				
		器機設備保険料	×	患者外給食用材料費	○				
		車両関係費 ※自動車保険料×	混	診療費減免額	×				
経費・その他	設備関係費	器機賃借料	○	その他の医業・介護関連費用	経費	医業外貸倒損失	×		
		地代家賃 ※土地賃借料 ×	混			貸倒引当金医業外繰入額	×		
		修繕費	○			固定資産売却損	×		
		固定資産税等	○			固定資産除却損	×		
		器機保守料	○			災害損失	×		
		器機設備保険料	×						
		車両関係費 ※自動車保険料×	混						

<区分について>
 ○…課税取引
 ×…非課税(不課税)取引
 混…混在しているもの

予備的調査の進捗について

1. 調査専門チームメンバーの選定

○石井委員を座長として、合計 8 名を選定（詳細別添）。

2. 医療機関等

○現在、病院（13）、一般診療所（10）、歯科診療所（10）、薬局（調整中）、合わせて計 33 の医療機関等から資料提出の同意をいただいている状況。

3. 調査対象物

○固定資産台帳等の関係書類

4. 調査期間

○平成 14 年度～平成 23 年度の直近 10 年分

5. 予備的調査の目的

○設備投資に関し、その内容、金額、タイミング等に係る基礎情報の入手や趨勢分析等を行い、本調査の調査票、調査方法等の検討を行うこと。

6. 予備的調査の進め方（イメージ）

○調査対象医療機関、薬局の固定資産台帳等資料から、直近 10 年分の設備投資実績（資産名、資産種類、取得日、取得価額、償却方法・償却率等）を集計（別添参照）。

○集計結果から医療機関等の設備投資の傾向・特徴等を調査専門チームでとりまとめ、調査票案の作成を行う。

○分科会では、集計・分析結果の共有、提出された調査票案をベースにした議論を行い、最終的に本調査に向けた調査票、調査方法等を決定する。

7. 当面のスケジュール

○調査専門チームの会合 2 回程度を予定。

○集計・分析と課題で 1 回、調査票、調査方法等の検討で 1 回を実施予定。

調査専門チームメンバー名簿

伊藤 数馬 虎の門病院事務部長
伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
加藤 進治 パナソニック健保組合常務理事
近藤 正明 アーツ税理士法人
中村 勝文 日本歯科医師会税務委員会委員長
西田 大介 西田公認会計士事務所
三上 裕司 日本医師会常任理事

◎石井 孝宜 石井公認会計士事務所 (◎：チーム座長)

